

広島市報

定期第1081号
令和2年6月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する
条例（第32号）.....4
- 市長等の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例（第33号）.....4
- 市議会議員の議員報酬の特例に関する条例
（第34号）.....4

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則（第40号）.....4
- 広島市国民健康保険規則の一部を改正する
規則（第41号）.....5
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条
例の施行期日を定める規則（第42号）.....5
- 消防局長に対する事務委任に関する規則の
一部を改正する規則（第43号）.....5
- 広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正
化に関する法律施行細則の一部を改正する
規則（第44号）.....6
- 広島市中央卸売市場業務条例施行規則（第
45号）.....6
- 広島市会計規則の一部を改正する規則（第
46号）.....16

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者
及び指定介護予防サービス事業者の指定.....16
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者
の指定.....16
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者
及び指定介護予防サービス事業者の指定.....16
- 介護保険法による指定事業者の指定.....17
- 介護保険法による指定地域密着型サービス
事業者及び指定地域密着型介護予防サービ
ス事業者の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定.....17

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の廃止.....18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の変更
2件.....18
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計
画）下水道事業受益者負担に関する条例施
行規則による下水道事業受益者申告書の提
出期限.....18
- 会計管理者の事務の一部委任.....18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の届出事項の変更 2件.....18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定の更新 2件.....20
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関の廃止.....20
- 広島市市営住宅等条例による市営住宅の家
賃の変更.....20
- 開発行為に関する工事の完了 2件.....20
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施
設の設置許可の申請.....21
- 広島市国民健康保険条例による令和2年度
の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の
決定.....21
- 広島市国民健康保険条例による令和2年度
の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課
額の保険料率の決定.....21
- 広島市国民健康保険条例による令和2年度
の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付
金賦課額の保険料率の決定.....21

- 広島市国民健康保険条例に規定する令和2年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額の決定……………22
- 広島市国民健康保険条例に規定する令和2年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額の決定……………22
- 広島市国民健康保険条例に規定する令和2年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額の決定……………22
- 自転車等の所有権の取得……………23
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧……………23
- 公共下水道の供用開始……………23
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の下水の処理開始……………24
- 農業集落排水処理施設の供用開始……………24
- 令和2年第3回広島市議会臨時会の招集……………24
- 広島市区民文化センター条例及び広島市立中央図書館条例による広島市西区民文化センター及び広島市立西区図書館の合築施設の呼称の決定……………24
- 広島市バスターミナル条例による広島市中筋バスターミナル及び広島市大町バスターミナルの呼称の決定……………24
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………24
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………25
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止……………25
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止……………25
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更……………25
- 放置自転車等の撤去（中区）……………26
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……………26
- 放置自転車等の撤去（中区） 3件……………26
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……………26
- 放置自転車等の撤去（中区）……………26
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……………26
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件……………27
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……………27
- 放置自転車等の撤去（中区） 4件……………27
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……………27
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件……………27

- 道路の区域変更（東区）……………28
- 道路の供用開始（東区）……………28
- 放置自転車等の撤去（東区）4件……………28
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（東区）……………28
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（東区）……………28
- 放置自転車等の撤去（南区） 4件……………29
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………29
- 放置自転車等の撤去（南区）……………29
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……………29
- 放置自転車等の撤去（南区） 4件……………29
- 仁保柞木町内会の告示事項の変更（南区）……………30
- 放置自転車等の撤去（南区）……………30
- 道路の区域変更（西区）……………30
- 道路の供用開始（西区）……………30
- 建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）……………30
- すみれが丘自治会の告示事項の変更（安佐南区）……………30
- イトーピア長楽寺町内会の告示事項の変更（安佐南区）……………31
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………31
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……………31
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）……………31
- 市街化区域内の里道の廃止（安佐南区）……………31
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………31
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）……………31
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……………32
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）……………32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……………32
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）……………32
- 道路の区域変更（安芸区）……………32
- 道路の供用開始（安芸区）……………32
- 放置自転車の撤去（安芸区）……………33
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安芸区）……………33
- 放置自転車の撤去（安芸区）……………33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………33

- 放置自転車の撤去（安芸区）.....33
- 道路の区域変更（安芸区）.....33
- 道路の供用開始（安芸区）.....33
- 矢野南五丁目町内会の告示事項の変更（安芸区）.....34
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....34
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....34
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....34
- 都市公園の設置（佐伯区）.....34
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....34
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....35
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....35
- 道路の区域変更（佐伯区）.....35
- 道路の供用開始（佐伯区）.....35
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....35
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....35
- 道路の区域変更（佐伯区）.....35
- 道路の供用開始（佐伯区）.....36
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....36
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....36

区 告 示

- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（東区）.....36
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（東区）.....37
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）.....37
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）.....38

区 選 管 告 示

- 公職選挙法による平成31年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（中区）.....38
- 公職選挙法による平成31年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（中区）.....38
- 公職選挙法による平成31年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（安芸区）.....39
- 公職選挙法による平成31年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（安芸区）.....39

教育委員会告示

- 広島市教育委員会議（定例会）の開催 2件.....39

条 例

広島市条例第32号
令和2年5月 / 日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「納付期限前7日までに」を削り、「市長」を「納付期限前7日まで（災害その他やむを得ない事情により納付期限前7日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が指定する日まで）に、これを市長」に改める。

附則第2条を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の第2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該新型コロナウイルス感染症に感染したときが疑われるときに限る。）は、その労務に服することができない期間の初日から起算して3日を経過した日以後最初に労務に就くことを予定していた日（以下「支給期間の初日」という。）から支給期間の初日以後における当該労務に服することができない期間の最終日（当該最終日が支給期間の初日から起算して1年6か月を経過する日後となる場合は、当該日）までの期間（支給期間の初日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属するものに限る。以下「傷病手当金の支給期間」という。）において労務に就くことを予定していた日（以下「就労予定日」という。）について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、就労予定日1日につき、支給期間の初日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）

を超えるときは、当該相当する金額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給期間内に給与等の全部若しくは一部の支払を受け、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付等若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けすることができる期間がある者に係る当該期間内の就労予定日については、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けすることができる給与等の額及び受ける休業補償等の額を合算した額が当該就労予定日の日数に前項の規定により算定される額を乗じて得た額より少ないときは、その差額を支給する。

4 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けことができる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第34号
令和2年5月29日

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

広島市議会の議長、副議長及び議員に支給する令和2年6月分から同年11月分までの議員報酬の額は、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の規定にかかわらず、同条例第2条に定めるそれぞれの議員報酬の月額から、同月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

規 則

広島市条例第33号
令和2年5月29日

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（令和元年広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年6月1日から同年11月30日までの間におけるこの条例の規定の適用については、本則中「100分の5」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

広島市規則第40号
令和2年5月1日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年広島市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「の規定による」を「に規定する」に、「人工こう頭、車いす」を「人工喉頭、車椅子」に、「盲人安全つえ」を「視覚障害者安全つえ」に改める。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故発生の日又は診断によつて疾病が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

附則第8項及び第14項第2号中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第7項第2号、第8項（附則第15項において準用する場合を含む。）及び第14項第2号の規定は、令和2年4月1日以後に

支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

広島市規則第42号

令和2年5月 / 日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（令和2年広島市条例第26号）の施行期日は、令和2年7月1日とする。

広島市規則第41号

令和2年5月 / 日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 条例附則第2条第1項の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附則に次の1項を加える。

3 条例附則第2条第1項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、所定の様式による傷病手当金請求書に、被保険者証等を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第10号中「葬祭費」の右に「、傷病手当金」を加える。

広島市規則第43号

令和2年5月 / 日

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

消防局長に対する事務委任に関する規則（昭和34年広島市規則第71号）の一部を次のように改正する。

本則第148号中「第79条第4項から第6項まで」を「第79条第5項から第7項まで」に、「第77条第4項から第6項まで」を「第77条第5項から第7項まで」に改め、本則第192号中「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に、「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第44号
令和2年5月1日

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成12年広島市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「第79条第4項」を「第79条第5項若しくは第6項」に、「第77条第4項」を「第77条第5項若しくは第6項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第45号
令和2年5月21日

広島市中央卸売市場業務条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市中央卸売市場業務条例施行規則

広島市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年広島市規則第39号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 市場施設の使用等（第8条～第26条）
- 第3章 市場における業務の方法（第27条・第28条）
- 第4章 取引参加者等の遵守事項（第29条～第32条）
- 第5章 広島市中央卸売市場運営協議会（第33条～第41条）
- 第6章 雑則（第42条～第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市中央卸売市場業務条例（令和2年広島市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1号に規定する規則で定める業務）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める業務は、委託を受けて家畜を解体し、枝肉として販売する業務とする。

（市場の取扱物品）

第3条 条例第4条の表に定める取扱物品のうち規則で定めるものは、次のとおりとする。

区 分	取扱品目	取 扱 物 品
広島市中央卸売市場 中央市場（以下「中央市場」という。）	青果物	加工食料品（市長が別に定めるものを除く。）
	水産物	加工食料品（市長が別に定めるものを除く。）
	花き	種苗（花きに当たるものを除く。）
広島市中央卸売市場 東部市場（以下「東部市場」という。）	青果物	加工食料品（市長が別に定めるものを除く。）

（開場日等）

第4条 市場は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

(1) 中央市場及び東部市場 次に掲げる日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日から1月4日まで及び12月31日

(2) 広島市中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。） 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休場日以外の日（以下「開場日」という。）に開場しないことができる。

（休業日）

第5条 市長は、施設使用者と協議の上、条例第4条の表に掲げる区分及び取扱品目ごとに、当該区分及び取扱品目に係る卸売業者が開場日（前条第2項の規定に基づき開場することとする休場日を含む。次条及び第32条第2項第2号アにおいて同じ。）において営業しない日（以下「休業日」という。）を定めることができる。

（臨時の休業又は営業）

第6条 卸売業者及び仲卸業者は、開場日（休業日を除く。）に臨時に休業し、又は休場日（第4条第2項の規定に基づき開場しないこととする開場日を含む。次項において同じ。）若しくは休業日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 関連事業者は、休場日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(開場時間)

第7条 市場は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間(以下「開場時間」という。)に開場するものとする。

- (1) 中央市場及び東部市場 午前零時から午後12時まで
- (2) 食肉市場 午前8時から午後4時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

第2章 市場施設の使用等

(協定の締結の手続)

第8条 条例第5条第1項又は第2項の協定(以下「協定」という。)を締結しようとする者は、市長が定めるところにより、協定の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により協定の申込みをした者(以下「協定申込者」という。)のうちから、市長が定める方法により、協定に基づき市場施設を使用させようとする者(以下「使用予定者」という。)を決定するものとする。この場合において、補欠として、別に順位を定めて、必要と認める数の協定申込者を抽出することができる。

3 市長は、市長が定める日までに、使用予定者との間で協定を締結するものとする。

4 市長は、前項の日までに同項に規定する協定が締結されなかったときは、第2項の規定により抽出した協定申込者の中から使用予定者を決定する。

5 市長は、第2項及び前項の規定により使用予定者を決定したときは、その旨を当該使用予定者に通知するものとする。

(施設使用者の欠格事由)

第9条 条例第5条第3項第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (2) その役員のうち次にいずれかに該当する者がある者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

2 条例第5条第4項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項第2号ア若しくはイ、第3号又は第4号に掲げる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法人であって、その役員のうち条例第5条第4項第1号又は前項

第2号ア若しくはイに該当する者があるもの

(市場施設の使用期間等)

第10条 協定に係る市場施設の使用期間(以下「使用期間」という。)

は、使用期間の始期として市長が定める日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、枝肉冷蔵庫の使用期間は、その使用に係る物品の寄託の日から1か月以内とする。

3 市長が使用期間(前項の使用期間を除く。以下この項及び次項において同じ。)の満了の1年前から6か月前までに施設使用者に対して協定の更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、当該協定は、従前の協定と同一の条件で更新されるものとする。ただし、更新後の使用期間は、当該満了の日の翌日から起算して1年間とする。

4 施設使用者が使用期間の満了の1年前から1か月前までに市長に対して協定の更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときも、前項と同様とする。

5 前2項の規定は、会議室の使用その他の一時使用のために協定を締結した場合には、適用しない。

(協定の解約の申入れ)

第11条 施設使用者は、使用期間の途中において、いつでも協定の解約の申入れをすることができる。この場合において、当該協定は、当該申入れの日の属する月の翌月の末日限り、その効力を失う。

(使用料)

第12条 条例別表の(1)の表の規則で定める額は、別表のとおりとし、その算定に当たっては、市場施設の使用形態その他の個々の施設使用者に生ずる一切の事情は、これを考慮しないものとする。

(使用料の納付期限)

第13条 別表の(1)から(3)までの表に掲げる卸売業者市場使用料並びに別表の(1)及び(2)の表に掲げる仲卸業者市場使用料は、毎月の末日までに前月分を納付しなければならない。

2 別表の(1)から(3)までの表において、1か月当たり1平方メートルにつき、1か月当たり1式につき、1か月当たり1棟につき又は1か月当たり1室につき、定額の単価により定められている使用料及び別表の(1)の表に掲げる青果部立体駐車場兼荷さばき施設使用料(以下「定額月単価使用料」と総称する。)は、毎月の末日までに当月分を納付しなければならない。

3 別表の(3)の表に掲げる枝肉冷蔵庫使用料は、枝肉冷蔵庫の使用を終了する日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

4 前3項に規定する納付期限が土曜日であるときは、その翌日を納付期限とする。

5 別表の(1)から(3)までの表に掲げる会議室使用料は、協定の締結の際納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(施設使用者が負担する費用)

第14条 条例第6条第2項に規定する市長が指定する費用は、施設使用

者が市場施設において使用する電気、水道及びガス（以下「電気等」という。）に係る料金（当該施設使用者が電気等の供給者との契約に基づき支払う料金を除く。）並びに下水道使用料であって市長が算定するもの（以下「電気料金等」という。）とする。

2 電気料金等は、市長が定める納付期限までに納付しなければならない。（保証金の預託）

第15条 条例第6条第3項の規則で定める者は、会議室又は枝肉冷蔵庫の使用に係る施設使用者及び公共的な目的のために市場施設を使用するものとして市長が認めた者とする。

2 施設使用者（前項に定める者を除く。第5項、第17条第1項及び第2項、第18条並びに第19条第1項において同じ。）は、協定を締結した日から起算して1か月以内に、次条に定める額の保証金を預託しなければならない。

3 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

4 前項の場合において、同項の有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる債券並びに政府がその債券について保証契約をした債券 次のア及びイに掲げる債券の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

- ア 利付債 その額面金額に相当する額
- イ 割引債 その額面利率を勘案して市長が定める額

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額

5 施設使用者は、第1項の保証金を預託した後でなければ、市場施設の使用を開始してはならない。

（保証金の額）

第16条 卸売業者（中央市場又は東部市場の卸売業者に限る。以下この項において同じ。）が各年度において預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

平均卸売金額	保証金の額
100億円未満	550万円
100億円以上	600万円
その額を算出できない場合	600万円

備考 この表において「平均卸売金額」とは、卸売業者が協定を締結した日、使用期間が複数年度にわたる場合における当該使用期間中の4月1日又は協定が更新された場合における更新後の使用期間の初日の属する年の前2年間（当該協定を締結した日又は当該更新後の使用期間の初日が1月1日から3月31日までの間にあるときは、これらの日の属する年の前年の前2年間）の卸売金額（せり売若しくは入札、相対取引又は定売に係る金額（以下「単価」という。）にその8パ

ーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額を加えた額（以下「卸売価格」という。）と数量の積の合計額をいう。以下同じ。）の1年間当たりの金額をいう。

2 食肉市場の卸売業者が預託すべき保証金の額は、200万円とする。

3 仲卸業者及び関連事業者並びに条例第5条第2項の規定により協定を締結した者（以下「仲卸業者等」という。）が預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者等が納付すべき使用料（仲卸業者市場使用料を除く。）の月額に当該仲卸業者等が負担すべき電気料金等（当該電気料金等が定額でない場合は、当該仲卸業者等の業種、規模、実績等を勘案して市長が認定する電気等及び下水道の使用量に基づき、毎年度、市長が当該仲卸業者等について定める額）を加えた額に3を乗じて得た額（当該仲卸業者等に係る使用期間が3か月以下である場合にあっては、市長が別に定める額）とする。

4 前項の保証金の額に1万円未満の端数があるとき又はその全額が1万円未満であるときは、その端数又は全額を1万円とする。

（保証金の追加預託）

第17条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による保証金の差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、施設使用者は、市長が指定する期間内に、処分され、増額され、又は不足を生じた保証金の額に相当する額を追加して預託しなければならない。

2 前項に規定する場合において、施設使用者は、同項の期間経過後、同項に規定する額を追加して預託するまでの間は、市場施設を使用することができない。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による預託について準用する。

（保証金の充当）

第18条 保証金は、施設使用者が使用料その他市場施設の使用に関して本市に納付すべき金銭の納付を怠ったときは、これに充てることができるものとする。

（保証金の返還）

第19条 保証金は、施設使用者が市場を使用する権利を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、返還しない。

2 保証金は、卸売業者又は仲卸業者等が預託したその額が第16条第1項又は第3項及び第4項の規定により算定した額を超えることとなったときは、当該卸売業者又は仲卸業者等の請求により、その超えることとなった部分を返還するものとする。

（保証金の利息）

第20条 預託された保証金には、利息を付さない。

（目的外使用等の禁止）

第21条 施設使用者は、市場施設を協定で定める目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の承認）

第22条 施設使用者は、その使用する市場施設の原状に変更を加えよう

とするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第23条 施設使用者は、市場施設の使用に係る協定の効力が失われたときは、市長が指定する期間内にこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第24条 市場施設を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 倉庫、冷蔵庫棟、枝肉冷蔵庫、部分肉冷蔵庫、内臓冷蔵庫又は発酵室棟(以下「倉庫等」という。)の使用者又は寄託者は、自己の責めに帰すべき事由又は在庫品の腐敗等により他の使用者又は寄託者の在庫品に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(本市の免責)

第25条 本市は、倉庫等の使用につき、そ害、虫害、貨物の瑕疵、荷造りの不完全、防疫、天災その他やむを得ない事由により生じた損害については、その損害を賠償する責任を負わない。

(名称変更等の届出)

第26条 施設使用者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、住所若しくは事業所の所在地又は法人にあっては代表者の氏名を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 協定に係る業務を廃止したとき。

2 施設使用者が死亡し、又は解散したときは、当該施設使用者の相続人又は清算人等は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 市場における業務の方法

(売買取引の方法)

第27条 条例第14条の規則で定める売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法、相対取引又は定価売の方法とする。ただし、食肉市場における牛の枝肉の売買取引の方法は、市長が定める場合を除き、せり売又は入札の方法とする。

2 せり売又は入札の方法により卸売を受けることができる者は、仲卸業者及び売買参加者とする。

(条例第15条の規則で定める決済の方法)

第28条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、卸売をした日の翌日(卸売業者と委託者との合意により支払期日を別に定めた場合にあっては、当該支払期日)までに、当該受託物品の卸売金額から委託手数料その他の委託者が負担すべき費用の額を差し引いた額(以下「売買仕切金額」という。)を支払わなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から卸売のための取扱物品を買い受けたときは、当該出荷者に対し、当該取扱物品の引渡しを受けた日の翌日(卸売業者と出荷者との合意により支払期日を別に定めた場合にあっては、当該支払期日)までに、その買い受けた取扱物品の代金を支払わなければならない。

3 仲卸業者、売買参加者その他の買受人は、卸売業者から買い受けた取扱物品の引渡しを受けると同時に(買受人と卸売業者との合意により支

払期日を別に定めた場合にあっては、当該支払期日までに)、その買い受けた取扱物品の代金を支払わなければならない。

4 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から取扱物品を買い受けたときは、その者との合意により定められた支払期日までに、その買い受けた取扱物品の代金を支払わなければならない。

5 前項の規定は、仲卸業者から取扱物品を買い受けた者について準用する。

6 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払の方法は、現金、小切手、手形、送金その他市長が定める方法のいずれかとする。

第4章 取引参加者等の遵守事項

(条例第16条の規則で定める取引参加者の遵守事項)

第29条 取引参加者は、法第4条第5項第5号の表の上欄に掲げる事項を、次の各号に掲げる当該事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、遵守しなければならない。

- (1) 売買取引の原則 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
- (2) 差別的取扱いの禁止 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 売買取引の方法 卸売業者は、第27条に規定する方法により、卸売をすること。
- (4) 売買取引の条件の公表 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア 営業日及び営業時間

イ 取扱品目

ウ 取扱物品の引渡しの方法

エ 委託手数料その他の取扱物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

オ 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法(前条に規定する方法に即したものに限る。)

カ 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

キ その他市長が定める事項

(5) 受託拒否の禁止 卸売業者は、取扱物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、次に掲げる場合を除き、その引受けを拒まないこと。

ア 販売の委託の申込みがあった取扱物品が食品衛生上有害である場合

イ 販売の委託の申込みがあった取扱物品が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった取扱物品と品質が同程度であると市長が認める場合

ウ 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合

エ 販売の委託の申込みがあった取扱物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合

オ 販売の委託の申込みが前号の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

カ 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

キ 販売の委託の申込みが暴力団員等又は第9条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者から行われたものである場合

(6) 決済の確保 次に定めるところにより行うこと。

ア 取引参加者は、前条に規定する方法により、決済を行うこと。

イ 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出すること。

ウ 卸売業者は、イの事業報告書（貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、次に掲げる場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法により、これを閲覧させること。

(ア) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(イ) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(ウ) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(7) 売買取引の結果等の公表 次に定めるところにより行うこと。

ア 卸売業者は、当該卸売業者の取扱物品に関する次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(ア) その日（午前零時から午後12時までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

(イ) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

(ウ) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第4号エ又はカの規定によりその条件を公表した委託手数料又は奨励金等に係るものに限る。）

イ アに掲げる事項の公表は、アに定めるところによるほか、次に定めるところにより行うこと。

(ア) ア(ア)に掲げる事項にあっては、販売開始時刻までに、売買取引の方法ごとに主要な産地と併せて公表すること。

(イ) ア(イ)に掲げる事項にあっては、卸売の販売終了後速やかに、主要な産地（食肉市場の取扱物品に係るものを除く。）及び売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値（最も高い卸売価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均した価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

(ウ) ア(ウ)に掲げる事項にあっては、毎月10日までに行うこと。

（せり人の届出等）

第30条 条例第17条第1項の規定による届出は、所定の届出書に市長が定める書類を添付してしなければならない。

2 条例第17条第2項の規則で定める者は、第9条第1項第2号ア又はイに掲げる者とする。

3 第1項の規定は、条例第17条第3項の規定による届出について準用する。

（売買参加者の届出等）

第31条 前条第1項の規定は、条例第18条第1項及び第3項から第5項までの規定による届出について準用する。

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 第9条第2項第1号又は第2号に掲げる者

(2) 条例第18条第4項の規定による届出（同条第2項第1号又は前号若しくは次号に該当することとなった旨の届出に限る。）をした者で、その届出が受理された日から起算して3年を経過しないもの

(3) 法人であって、その役員のうち第9条第1項第2号ア又はイに該当する者があるもの

（取引参加者のその他の遵守事項）

第32条 条例第19条の規定により取引参加者が遵守しなければならない事項は、次項から第4項までに定めるところとする。

2 卸売業者は、次の各号に定める事項を、当該各号に定めるところにより、遵守しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を市長に報告すること。

ア その日の主要な品目の卸売予定数量

イ その日の品目ごとの卸売の数量及び卸売価格

ウ その月の品目ごとの卸売の数量及び卸売金額

エ その月の取扱物品の卸売の数量、卸売金額及び単価と数量の積の合計額

オ エのうちその月の青果物又は水産物の加工品又は加工食料品の卸売の数量及び単価と数量の積の合計額

カ 仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対し取扱物品の卸売をしたとき（卸売業者がその取扱物品を自ら買い受けたとき及び他の卸売業者に対し取扱物品の卸売をしたときを除く。）は、その月の当該取扱物品の卸売の数量及び卸売金額

キ 市場内にある取扱物品以外の取扱物品の卸売をしたときは、その月の当該取扱物品の卸売の数量及び卸売金額

ク その他市長が必要と認める事項

(2) 前号アからクまでに掲げる事項の報告は、同号に定めるところによるほか、次に定めるところにより行うこと。

ア 前号アに掲げる事項にあっては、取扱物品の卸売をする日の直前の開場日（第4条第2項の規定に基づき開場しないこととする開場日を除く。以下「前開場日」という。）の午後4時までに、売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて報告すること。

イ 前号イに掲げる事項にあっては、卸売の販売終了後速やかに、産地及び売買取引の方法ごとに卸売価格（食肉市場の取扱物品にあっては、高値、中値及び安値に区分した卸売価格）を併せて報告する

こと。

ウ 前号ウに掲げる事項にあつては、毎月10日までに前月分の当該事項について、産地ごとに行うこと。

エ 前号エからキまでに掲げる事項にあつては、毎月10日までに前月分の当該事項について行うこと。

オ 前号クに掲げる事項にあつては、市長が別に定める時までに行うこと。

(3) 売買参加者が条例第18条第2項各号のいずれかに該当する者であることを知ったときは、その者をせり売又は入札の方法による卸売に参加させないこと。

(4) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人の需要に応じた集荷に努めること。

(5) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人がその買い受けた取扱物品の代金の支払を怠ったときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。

(6) 卸売と同時に販売原票（卸売業者が行う卸売において売買が成立したことを証するために作成する記録をいう。以下同じ。）を作成すること。

(7) 卸売をした取扱物品の卸売価格を変更しないこと。ただし、市長が指定する検査員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(8) 委託を受けて取扱物品の卸売をしたときは、販売原票に基づき、当該取扱物品（食肉市場の卸売業者にあつては、原皮、内臓その他の副産物を含む。）に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額、委託手数料その他の委託者が負担すべき費用の項目及び額、売買仕切金額並びに担当責任者を記載した書面（以下「売買仕切書」という。）を作成し、速やかに委託者に送付すること。

(9) 売買仕切書をその作成した日から2年間保存し、市長が提出を求めたときは、その写し1通を提出すること。

3 仲卸業者は、次の各号に定める事項を、当該各号に定めるところにより、遵守しなければならない。

(1) 市場において卸売業者以外の者から取扱物品を買い入れて販売したときは、毎月10日までに、前月中の当該取扱物品の販売の数量、販売金額並びに販売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額を市長に報告すること。

(2) 事業年度ごとに、当該事業年度の末日から起算して90日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出すること。

ア 当該事業年度における事業の概要

イ 役員及び従業員の状況

ウ 仲卸しの業務の状況

エ 市場における仲卸しの業務以外の業務の概況

オ 他の法人に対する支配関係の概況

カ その他市長が必要と認める事項

(3) 前号の事業報告書には、株主名簿又は社員名簿、定款の写し並びに貸借対照表及び損益計算書その他市長が必要と認める書類を添付すること。

4 前2項に定めるもののほか、取引参加者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、市場における取扱物品の品質管理を適切に行わなければならない。

第5章 広島市中央卸売市場運営協議会

(組織)

第33条 広島市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第34条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第35条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第36条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第37条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第38条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第39条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第40条 協議会の庶務は、中央卸売市場中央市場において処理する。

(委任規定)

第41条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第6章 雑則

(市場外保管場所の指定の申出)

第42条 条例第21条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該申出に係る同項の市場外保管場所（以下「市場外保管場所」という。）の位置を記入した図面を添えてしなければならない。

- (1) 申出者の名称
- (2) 市場外保管場所の所在地
- (3) 市場外保管場所にある施設の名称、種類、規模、構造及び温度管理の有無
- (4) 市場外保管場所に置く取扱物品の種類
- (5) 条例第21条第1項の指定の必要性

2 卸売業者は、前項の届出の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(市場外保管場所の廃止の届出)

第43条 条例第21条第2項の規定による届出は、市長が定める届出書によりしなければならない。

(市場秩序の保持に係る措置等)

第44条 条例第24条の規則で定めるところにより講ずる措置は、次のとおりとする。

- (1) 取引参加者に対し、帽子、記章等の着用を指示すること。
- (2) 市場に入場する者に対し、ごみその他の廃棄物を市場内に持ち込むことを禁止すること。
- (3) 施設使用者に対し、協定の解約の申入れをすること。

(卸売予定数量等の公表)

第45条 市長は、卸売業者から第32条第2項第1号及び第2号の規定による報告を受けたときは、同項第1号ア及びイに掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 第32条第2項第1号アに掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、主要な産地並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて公表するものとする。
- (2) 第32条第2項第1号イに掲げる事項にあつては、主要な品目、主要な産地（食肉市場の取扱物品に係るものを除く。）及び売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

(市場における掲示)

第46条 市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) 第4条第2項の規定により休場日に開場し、又は開場日に開場しないこととするとき その旨

(2) 条例第5条第1項の規定により協定を締結したとき又は当該協定が効力を失ったとき 当該協定に係る施設使用者の氏名又は名称その他市長が必要と認める事項

(3) 条例第17条第1項又は第3項の規定による届出があつたとき 当該届出に係るせり人の氏名その他市長が必要と認める事項

(4) 条例第18条第1項又は第3項から第5項までの規定による届出があつたとき 当該届出に係る売買参加者の氏名その他市長が必要と認める事項

(委任規定)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

2 条例第5条第1項又は第2項の規定により本市と協定を締結した者が、この規則の施行の際現に条例による改正前の広島市中央卸売市場業務条例（昭和46年広島市条例第113号。以下「旧条例」という。）第7条第1項、第9条第1項（旧条例第20条第4項、第22条第5項、第33条第4項、第34条の2第5項、第34条の3第6項及び第65条第5項において準用する場合を含む。）、第19条第1項（旧条例第22条第5項において準用する場合を含む。）、第33条第1項（旧条例第34条の2第5項及び第34条の3第6項において準用する場合を含む。）又は第65条第3項の規定により保証金を預託している場合（旧条例第8条第2項（旧条例第9条第3項（旧条例第20条第4項、第22条第5項、第33条第4項、第34条の2第5項、第34条の3第6項及び第65条第5項において準用する場合を含む。）、第20条第4項、第22条第5項、第33条第4項、第34条の2第5項、第34条の3第6項及び第65条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定により有価証券をもって代用をした場合を含む。）は、当該保証金（当該代用をした場合にあつては、当該代用に係る有価証券）は、改正後の第15条第2項の規定により預託された保証金（当該代用をした場合にあつては、同条第3項の規定により当該保証金に充てられた有価証券）とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧条例第74条の2に規定する広島市中央卸売市場開設運営協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の第34条第1項の規定により協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第12条関係）

(1) 中央市場

種別	単位	金額
卸売業者市場 使用料	1か月につき卸売金額から単価の8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の2.4（野菜、果実及び生鮮水産物の加工品並びに加工食品の卸売に係るものにあつては、1,000分の1.2）に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
花き	1か月につき卸売金額から単価の8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の2.9に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
仲卸業者市場 使用料	1か月につき販売金額（消費税額及び地方消費税額を含み、市場において卸売業者以外の者から買入れて販売した額に限る。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額を除いた額に	1,000分の2.4（野菜、果実及び生鮮水産物の加工品並びに加工食品の販売に係るものにあつては、1,000分の1.2）に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
花き	1か月につき販売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に	1,000分の2.9に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
卸売業者売場 使用料	花き部屋外売場	1か月当たり1平方メートルにつき 77円
	その他	1か月当たり1平方メートルにつき 179円
青果卸売場低温施設 使用料	1か月当たり1式につき	510,386円
仲卸業者売場	花き卸売場棟	1か月当たり1平方メートルにつき 1,273円

使用料	その他	1階	1か月当たり1平方メートルにつき	1,432円
		2階	1か月当たり1平方メートルにつき	716円
関連事業者売場 使用料	金融業		1か月当たり1平方メートルにつき	2,026円
	石油類販売業		1か月当たり1平方メートルにつき	389円
	その他	平成6年度に建設された売場	1か月当たり1平方メートルにつき	1,273円
		1階	1か月当たり1平方メートルにつき	1,519円
		2階	1か月当たり1平方メートルにつき	806円
卸売業者事務所 使用料			1か月当たり1平方メートルにつき	1,338円
事務所 使用料	関連商品棟事務所		1か月当たり1平方メートルにつき	895円
	その他	平成6年度に設置された事務所	1か月当たり1平方メートルにつき	1,454円
		その他	1か月当たり1平方メートルにつき	1,791円
倉庫 使用料	花き温室倉庫		1か月当たり1平方メートルにつき	1,015円
	その他		1か月当たり1平方メートルにつき	1,523円
買荷保管所兼積込所 使用料	平成6年度に建設された買荷保管所兼積込所		1か月当たり1平方メートルにつき	438円
	その他		1か月当たり1平方メートルにつき	656円
青果部立体駐車場兼荷さばき施設 使用料			1か月につき	1,728,965円
冷蔵庫棟 使用料	青果冷蔵庫棟	昭和55年度に建設された冷蔵庫棟	1か月当たり1棟につき	2,859,055円
		平成6年度に建設された冷蔵庫棟	1か月当たり1棟につき	2,094,734円
	水産冷蔵庫棟		1か月当たり1棟につき	4,790,407円
発酵室	平成9年度に建設		1か月当たり1棟につき	153,903円

棟使用料	された発酵室棟	つき	
	その他	1か月当たり1棟につき	573,723円
共同加工所使用料	平成11年度に建設された共同加工所	1か月当たり1平方メートルにつき	1,252円
	その他	1か月当たり1平方メートルにつき	1,523円
水産物部共同配送施設使用料		1か月当たり1棟につき	1,133,836円
会議室使用料	大会議室	1回(3時間以内)につき	3,200円
	中会議室	1回(3時間以内)につき	800円
	小会議室	1回(3時間以内)につき	350円
福利厚生施設使用料		1か月当たり1平方メートルにつき	1,343円
その他の市場施設使用料		1か月当たり1平方メートルにつき	153円

(2) 東部市場

種別	単位	金額
----	----	----

卸売業者市場使用料	1か月につき卸売金額から単価の8パーセント(軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント)に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の2.6(野菜及び果実の加工品並びに加工食品の卸売に係るものにあつては、1,000分の1.3)に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	1か月につき販売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に	1,000分の2.6(野菜及び果実の加工品並びに加工食品の販売に係るものにあつては、1,000分の1.3)に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1か月当たり1平方メートルにつき	117円
低温卸売場棟使用料	1か月当たり1棟につき	692,094円

仲卸業者売場使用料		つき		
		1か月当たり1平方メートルにつき	790円	
関連事業者売場使用料	昭和49年度以前に建設された売場	金融業	1か月当たり1平方メートルにつき	1,760円
		飲食店営業	1か月当たり1平方メートルにつき	1,467円
	その他	1か月当たり1平方メートルにつき	1,119円	
	昭和50年度から昭和55年度までに建設された売場	1か月当たり1平方メートルにつき	1,290円	
	昭和56年度以後に建設された売場	1か月当たり1平方メートルにつき	1,583円	
事務所使用料	卸売業者	1か月当たり1平方メートルにつき	591円	
	その他	平家1戸建ての事務所	1か月当たり1平方メートルにつき	790円
	その他	1か月当たり1平方メートルにつき	658円	
倉庫使用料		1か月当たり1平方メートルにつき	790円	
買荷保管所兼積込所使用料		1か月当たり1平方メートルにつき	807円	

冷蔵庫棟使用料	1か月当たり1棟につき	2,753,125円
共同加工所使用料	1か月当たり1平方メートルにつき	790円
会議室使用料	1回(3時間以内)につき	400円
その他の市場施設使用料	1か月当たり1平方メートルにつき	26円

(3) 食肉市場

種別	単位	金額
卸売業者市場使用料	1か月につき卸売金額から単価の8パーセント(軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント)に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の2に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1か月当たり1平方メートルにつき	158円
仲卸業者売場使用料	1か月当たり1平方メートルにつき	1,035円

			メートルにつき	
関連事業者売場使用料	副生物の処理	加工室	1か月当たり1平方メートルにつき	1,035円
			その他	572円
	売業	金融業	1か月当たり1平方メートルにつき	1,592円
		その他	1か月当たり1平方メートルにつき	886円
卸売業者事務所使用料			1か月当たり1平方メートルにつき	602円
事務所使用料	格付協会事務所		1か月当たり1平方メートルにつき	1,104円
	関係業者事務所		1か月当たり1平方メートルにつき	556円
	出荷事務所		1か月当たり1平方メートルにつき	663円
	その他		1か月当たり1平方メートルにつき	515円
枝肉冷蔵庫使用料				
	牛及び馬半丸（2分体）		1日当たり1個につき	176円
	牛及び馬肩後身（4分体）		1日当たり1個につき	87円
	豚、小牛、小馬、めん羊及びやぎ半丸（2分体）		1日当たり1個につき	93円
部分肉冷蔵庫使用料			1か月当たり1平方メートルにつき	1,741円
内臓冷蔵庫使用料	冷蔵庫	1か月当たり1平方メートルにつき	1,218円	
	凍結庫	1か月当たり1平方メートルにつき	1,741円	
製氷室使用料			1か月当たり1室につき	97,700円
部分肉加工所使用料			1か月当たり1平方メートルにつき	1,035円
部分肉加工設備使用料			1か月当たり1式につき	1,657,791円
食肉共同加工所使用料			1か月当たり1平方メートルにつき	740円
会議室使用料	第1会議室		1回（3時間以内）につき	1,700円
	第2会議室		1回（3時間以内）につき	900円
	第3会議室		1回（3時間以内）につき	850円

第4会議室	1回（3時間以内）につき	1,000円
-------	--------------	--------

備考

- 市場施設の使用期間の始期が月の中途である場合における当該月分の定額月単価使用料の額は、(1)から(3)までの表に定める定額月単価使用料の金額に当該月における使用日数（使用日数に1日未満の端数があるときは、これを1日とする。）を乗じて得た額に30分の1を乗じて得た額とし、市場施設の使用に係る協定の効力が失われた日が月の中途である場合における当該月分の定額月単価使用料の額は、(1)から(3)までの表に定める定額月単価使用料の金額とする。
- (1)から(3)までの表に掲げる使用料のうちその額の算定に係る単位に面積を含むものの算定に当たっては、当該使用料に係る市場施設的面積に当該単位の面積未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 冷蔵庫棟の一部を使用する場合の冷蔵庫棟使用料の額は、(1)又は(2)の表に定める冷蔵庫棟使用料の金額に、その使用に係る面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた面積）を当該冷蔵庫棟全体の面積（通路その他市長が指定する面積を除く。）で除して得た割合を乗じて得た額とする。
- 備考の3の規定は、(1)の表に掲げる発酵室棟使用料及び(2)の表に掲げる低温卸売場棟使用料の額の算定について準用する。
- (3)の表に掲げる枝肉冷蔵庫使用料の額の算定に当たっては、その使用に係る物品の入庫日と出庫日が同一である場合を除き、その出庫日を当該額の算定に係る単位の日数に算入しないものとする。
- (1)から(3)までの表に掲げる使用料の額の算定に当たっては、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

広島市規則第46号
令和2年5月22日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の2号を加える。

(4) 特別定額給付金

(5) 子育て世帯への臨時特別給付金

別表第3の(1)の表企画総務局企画調整部政策企画課の項に次の1号を加える。

(2) 寄附金の取納

附則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

告示

広島市告示第238号
令和2年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年5月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社ファインネス	訪問看護ステーションファインネス	広島市佐伯区楽々園三丁目2番18号	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第239号
令和2年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年5月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社トラステイサポート	サポートセンターとらいあんぐる	広島市安佐北区口田南八丁目43番2号	居宅介護支援

広島市告示第240号
令和2年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年5月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社ILC	I.L.Cひろしま	広島市中区東平塚町3番10号	訪問介護
一般社団法人パブリカ	訪問介護事業所パブリカ	広島市西区観音新町一丁目3番26-2	訪問介護

		04	
株式会社トラスティサポート	サポートセンターとらいあんぐる	広島市安佐北区口田南八丁目43番2号	訪問介護
株式会社エルビス	訪問看護ステーションきぼう	広島市安佐南区長束二丁目9番4号	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第241号

令和2年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和2年5月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
一般社団法人パブリカ	訪問介護事業所パブリカ	広島市西区観音新町一丁目3番26-204号	訪問介護サービス
株式会社トラスティサポート	サポートセンターとらいあんぐる	広島市安佐北区口田南八丁目43番2号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
株式会社フルケア	レコードブック広島住吉町	広島市中区住吉町8番16号MTビル1階1号室	1日型デイサービス

広島市告示第242号

令和2年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年5月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社フルケア	レコードブック広島住吉町	広島市中区住吉町8番16号MTビル1階1号室	地域密着型通所介護
株式会社SOCサポート	グループホームシェアハッピーネス	広島市安佐南区伴中央二丁目8番10号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第243号

令和2年5月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
大成呼吸器クリニック	広島市中区八丁堀14-1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
コスモ薬局白島南店	広島市中区西白島町16-161階	令和2年5月1日	令和8年4月30日
古江クリニック	広島市東区戸坂中町6-8	令和2年3月26日	令和8年3月25日
広島駅内科・こどもクリニック	広島市南区松原町1-2ekie2階	令和2年3月23日	令和8年3月22日
広島駅ビル歯科医院	広島市南区松原町1-2ekie2階	令和2年3月23日	令和8年3月22日
9すめっと訪問看護ステーション	広島市南区青崎二丁目5-11	令和元年7月1日	令和7年6月30日
草津眼科クリニック	広島市西区草津東二丁目16-8	令和2年4月1日	令和8年3月31日
岩本皮膚科アレルギー科	広島市西区井口明神一丁目9-2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
クオッカ眼科クリニック	広島市安佐南区伴南一丁目5-18-8-201	令和2年5月1日	令和8年4月30日
原田リハビリ整形外科	広島市安佐南区東野二丁目21-20	令和2年4月1日	令和8年3月31日
まえた内科クリニック	広島市安佐南区山本一丁目9-26クリニックモール祇園2F	令和2年4月1日	令和8年3月31日
つむぎ歯科	広島市安佐南区相田一丁目9-19	令和2年5月1日	令和8年4月30日
パール薬局相田店	広島市安佐南区相田二丁目5-18-201	令和2年5月1日	令和8年4月30日
向井内科・脳神経内科	広島市安芸区矢野西一丁目28-23	令和2年4月1日	令和8年3月31日

広島市告示第244号

令和2年5月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第245号

令和2年5月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

以下 略

広島市告示第246号

令和2年5月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

以下 略

広島市告示第247号

令和2年5月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

以下 略

広島市告示第248号

令和2年5月11日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年広島市規則第31号）

第4条第1項の規定に基づき、下水道事業受益者申告書の提出期限は、令和2年6月12日とします。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第249号

令和2年5月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた出納員
健康福祉局地域福祉課
課長 間所 英二
- 2 委任した事務
 - (1) 平成26年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納
 - (2) 平成27年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納
 - (3) 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の誤支給に伴う返還金の収納
- 3 委任年月日
令和2年4月1日
- 4 委任期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

広島市告示第250号

令和2年5月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 フジグラン緑井
 - (2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
緑井まちづくり株式会社
代表取締役 吉本 泰徳
広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号
ほか4法人、18名
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 氏 名 原田 朋弘
住 所 東京都豊島区高田二丁目16番13号
シティテラス目白A501
 - (変更後) 氏 名 原田 朋弘
住 所 北海道札幌市中央区宮の森4条2丁目

1番1-501号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名 (名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 金子 昌司 代表取締役 中村 勝洋	広島市西区商工センター六丁目1番11号	

(変更1)

氏名 (名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 中村 勝洋	広島市西区商工センター六丁目1番11号	平成28年4月25日 金子代表取締役死亡のため

(変更2)

氏名 (名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 川本 洋征	広島市西区商工センター六丁目1番11号	平成31年4月1日 代表者の新たな就任の為

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年7月23日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上記3(2)のとおり

5 届出年月日

令和2年5月1日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年5月12日から同年9月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年9月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第251号

令和2年5月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 THE OUTLETS HIROSHIMA

所在地 広島市佐伯区石内東四丁目500番12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

イオンモール株式会社

代表取締役社長 岩村 康次

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンモール株式会社

代表取締役社長 岩村 康次

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更年月日

令和2年3月1日

5 届出年月日

令和2年5月7日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和2年5月12日から同年9月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年9月12日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第252号

令和2年5月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第253号

令和2年5月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第254号

令和2年5月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第255号

令和2年5月14日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
令和2年5月15日から令和3年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置等
別紙 略

広島市告示第256号

令和2年5月15日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区観音新町四丁目の2874番1の一部、2874番30の一部、2874番58の一部、2874番72の一部、2874番79の一部、2874番88の一部、2874番112の一部、2874番113の一部、2874番114の一部、2874番117の一部、2874番118の一部、2874番149の一部、2874番150の一部、2874番151の一部、2874番152の一部、2874番153の一部、2874番155の一部、2874番165、2874番166、2874番167、2874番168及び2874番169
- 2 開発面積
97,941.50㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区草津新町二丁目21番69-11号

大和ハウス工業株式会社 広島支社

支配人 向井 和也

- 4 検査済証交付年月日
令和2年5月15日

広島市告示第257号

令和2年5月15日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市中区江波南二丁目の1468番103及び1468番114
- 2 開発面積
2,084.31㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
福山市南蔵王町六丁目12番22号
ワウハウス株式会社
代表取締役 中島 美彦
- 4 検査済証交付年月日
令和2年5月15日

広島市告示第258号

令和2年5月19日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和2年5月19日から令和2年6月8日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 申請者等
 - (1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
申請者の住所 広島市中区小町1-25
申請者の名称 株式会社大林組広島支店
代表者の氏名 常務執行役員支店長 秀高 誠
 - (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
事業場の所在地 広島市安芸区上瀬野町地先
事業場の名称 安芸バイパス久井原トンネル工事
- 2 申請内容
安芸バイパス久井原トンネル工事のため、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第18号）別表第1の第55号生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント及び排水処理施設（濁水処理設備）をそれぞれ1基新設する。
 - (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

別紙1のとおり

- (2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり

- (3) 排出水の汚染状態及び量

別紙3のとおり

別紙1、別紙2及び別紙3 略

広島市告示第259号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、令和2年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 所得割 100分の7.51
- 2 被保険者均等割 25,399円
- 3 世帯別平等割
条例第10条第1項第3号アに掲げる額 26,837円
条例第10条第1項第3号イに掲げる額 13,419円
条例第10条第1項第3号ウに掲げる額 20,128円

広島市告示第260号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき、令和2年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 所得割 100分の2.47
- 2 被保険者均等割 8,232円
- 3 世帯別平等割
条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額 8,699円
条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額 4,350円
条例第10条の6の5第1項第3号ウに掲げる額 6,525円

広島市告示第261号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の10第1項の規定に基づき、令和2年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の2.16
- 2 被保険者均等割 8,796円
- 3 世帯別平等割 6,771円



広島市告示第262号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する令和2年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第1項第1号アに掲げる額 17,780円
- 2 条例第14条第1項第1号イに掲げる額
 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 18,786円
 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 9,394円
 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 14,090円
- 3 条例第14条第1項第2号アに掲げる額 12,700円
- 4 条例第14条第1項第2号イに掲げる額
 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 13,419円
 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 6,710円
 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 10,064円
- 5 条例第14条第1項第3号アに掲げる額 5,080円
- 6 条例第14条第1項第3号イに掲げる額
 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 5,368円
 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,684円
 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 4,026円



広島市告示第263号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する令和2年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 5,763円
- 2 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 6,090円
 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 3,045円
 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 4,568円
- 3 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,116円
- 4 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 4,350円
 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,175円
 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 3,263円
- 5 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,647円
- 6 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額
 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 1,740円
 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 870円
 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 1,305円



広島市告示第264号

令和2年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第4項において準用する同条第1項に規定する令和2年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第4項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 6,158円
- 2 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 4,740円
- 3 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,398円

- 4 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 3,386円
- 5 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,760円
- 6 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 1,355円

広島市告示第265号

令和2年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第266号

令和2年5月20日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項で準用する同法第15条第4項の規定により産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請内容

(1) 申請者

広島市西区南観音七丁目14番20号
株式会社クリショー 代表取締役 小島 隆司

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島市安佐北区白木町志路字鎌手4006番地外297筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

最終処分場（安定型）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 変更の内容

変更前		変更後	
事業面積	277,744㎡	事業面積	289,845㎡
埋立面積	157,286㎡	埋立面積	184,793㎡
埋立容量	3,948,728㎡	埋立容量	5,582,768㎡

(6) 申請年月日

令和元年5月27日

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所4階 環境局業務部産業廃棄物指導課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所2階 安佐北区市民部区政調整課
- (3) 広島市安佐北区白木町大字志路字加計277番1
株式会社クリショー 白木事業部

3 縦覧の期間及び時間

令和2年5月20日から令和2年6月19日（ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年7月3日

(2) 提出先

広島市長（提出窓口：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課）

(3) 記載すべき事項（全て日本語で記載してください。）

- ア 提出者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）
- ウ 生活環境保全上の見地からの意見

広島市告示第267号

令和2年5月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

令和2年5月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	三筋二丁目の一部	分流
	東区	中山東三丁目の一部	
	安佐南区	八木三丁目、安東二丁目及び祇園八丁目の各一部	
汚水を排除			

安佐北区	大林町、可部東四丁目及び安佐町の各一部
安芸区	中野三丁目の一部

広島市告示第268号

令和2年5月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日
令和2年5月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	八木三丁目、安東二丁目及び祇園八丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	大林町、可部東四丁目及び安佐町の各一部	
佐伯区	三筋二丁目の一部	
東区	中山東三丁目の一部	
安芸区	中野三丁目の一部	

広島市告示第269号

令和2年5月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日
令和2年5月20日
- 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第270号

令和2年5月25日

令和2年第3回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日 令和2年5月27日
- 招集場所 広島市役所
- 付議事件
 - 令和2年度広島市一般会計補正予算（第2号）
 - 市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
 - 専決処分^カの報告について
 - 道路の管理^カ瑕疵等による損害賠償額の決定
 - 工事請負変更契約の締結
 - 高額所得者として市営住宅の明渡義務を負う者に対する家屋明渡等の訴えの提起

広島市告示第272号

広島市教育委員会告示第13号

令和2年5月28日

広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第17条第1項及び広島市立中央図書館条例（昭和49年広島市条例第70号）第11条第1項の規定に基づき、広島市西区民文化センター及び広島市立西区図書館の合築施設の呼称を定めたので、広島市区民文化センター条例第17条第2項及び広島市立中央図書館条例第11条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實
広島市教育委員会教育長 糸山隆

- 広島市西区民文化センター及び広島市立西区図書館の合築施設の呼称
「コジマホールディングス西区民文化センター・西区図書館」
- 呼称を定める期間
令和2年7月1日から令和7年3月31日まで

広島市告示第273号

令和2年5月28日

広島市バスターミナル条例（平成6年広島市条例第40号）第10条の規定に基づき、広島市中筋バスターミナル及び広島市大町バスターミナルの呼称を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

区分	広島市中筋バスターミナル	広島市大町バスターミナル
呼称	大和興産中筋バスターミナル	大和興産大町バスターミナル
呼称を定める期間	令和2年7月1日から令和7年3月31日まで	

広島市告示第274号

令和2年5月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
シトラス訪問看護ステーション	広島市中区千田町一丁目4-6 アーバンハイツ千田1F	令和2年2月1日	令和8年1月31日
もみじ薬局	広島市南区松原町1-2-eki 2階	令和2年3月23日	令和8年3月22日
リハビリテーション礼和クリニック広島	広島市西区上天満町7-13株式会社井口家具百貨店西館4階	令和2年5月1日	令和8年4月30日
コモンリハビリ訪問看護ステーション	広島市西区庚午中四丁目15-35	令和2年4月1日	令和8年3月31日
訪問看護ステーション ファイネス	広島市佐伯区楽々園三丁目2-18	令和2年5月1日	令和8年4月30日

広島市告示第275号

令和2年5月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第276号

令和2年5月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第277号

令和2年5月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第278号

令和2年5月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ矢野東店
- (2) 所在地 広島市安芸区矢野東四丁目3633番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
名称 コープ矢野東
所在地 広島市安芸区矢野東四丁目3633番ほか
(変更後)
名称 フレスタ矢野東店
所在地 広島市安芸区矢野東四丁目3633番ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の名前
(変更前)
生活協同組合ひろしま
代表理事 恵木 尚
広島市西区草津港二丁目8番42号
(変更後)
株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

4 変更年月日

令和2年5月20日

5 届出年月日

令和2年5月22日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和2年5月29日から令和2年9月29日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和2年8月6日を除

く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年9月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示(中区)第81号

令和2年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第82号

令和2年5月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、4月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第83号

令和2年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第84号

令和2年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第85号

令和2年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第86号

令和2年5月8日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第87号

令和2年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第88号

令和2年5月8日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、5月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第89号

令和2年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第90号

令和2年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第91号

令和2年5月14日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第92号

令和2年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第93号

令和2年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第94号

令和2年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第95号

令和2年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第96号

令和2年5月20日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、5月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第97号

令和2年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第98号

令和2年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第35号

令和2年5月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月11日から同年5月25日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東2区75号線	東区戸坂大上二丁目2280番地1地先から東区戸坂大上二丁目2280番地3地先まで	旧	メートル 3.46 ～ 4.00	メートル 13.80
			新	メートル 3.69 ～ 4.00	メートル 13.80

広島市告示(東区)第36号

令和2年5月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月11日から同年5月25日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東2区75号線	東区戸坂大上二丁目2280番地1地先から東区戸坂大上二丁目2280番地3地先まで	令和2年5月11日

広島市告示(東区)第37号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第38号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第39号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第40号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第42号

令和2年5月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年5月29日から同年6月12日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	東4区21号里道	東区牛田新町三丁目7番21地先から46番地先まで
	新	東4区21号里道	東区牛田新町三丁目7番21地先から9番1地先まで

広島市告示(東区)第43号

令和2年5月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年5月29日から同年6月12日まで

で、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	東4区172号里道	牛田新町三丁目17番から46番地先まで

広島市告示(南区)第63号

令和2年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第64号

令和2年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第65号

令和2年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第66号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第67号

令和2年5月12日

広島駅南口第三A自転車等駐車場、広島駅南口第三B自転車等駐車場及び広島駅南口第五自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年5月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第68号

令和2年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第69号

令和2年5月13日

広島駅南口第一自転車等駐車場長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年5月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第70号

令和2年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第71号

令和2年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第72号

令和2年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第73号

令和2年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第74号
令和2年5月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成6年12月16日付けで認可した仁保柞木町内会について、下記のとおり告示した事項に変更があったので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

変更前	変更後
広島市南区仁保四丁目10番10号	広島市南区仁保三丁目2番8号 柞木会館内

2 規約に定める目的

変更前	変更後
この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同生活によって住民相互の連絡、環境の整備、集会所の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。	この会は、町民の親睦、相互扶助、福祉増進及び安全安心を図るとともに、明朗な地域社会づくりを推進することを目的とする。

3 変更のあった年月日

令和2年5月16日

広島市告示（南区）第75号
令和2年5月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第49号
令和2年5月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月7日から同年5月21日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西4区2号線	西区古江東町365番地2地先から西区古江東町365番地1地先まで	旧	メートル 5.8 ～ 7.4	メートル 28.2
			新	メートル 6.3 ～ 7.4	メートル 28.2
市道	西4区47号線	西区古江東町365番地1地先から西区古江東町365番地2地先まで	旧	メートル 6.0 ～ 9.6	メートル 41.4
			新	メートル 6.2 ～ 9.6	メートル 41.4

広島市告示（西区）第50号
令和2年5月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月7日から同年5月21日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西4区2号線	西区古江東町365番地2地先から西区古江東町365番地1地先まで	令和2年5月7日
市道	西4区47号線	西区古江東町365番地1地先から西区古江東町365番地2地先まで	令和2年5月7日

広島市告示（安佐南区）第63号
令和2年5月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 変更番号 第4号
- 2 変更年月日 令和2年5月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内五丁目の734番1の一部及び735番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 28.35メートル

広島市告示（安佐南区）第64号
令和2年5月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年6月1日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したすみれが丘自治会（旧代表者 佐々木 雄三）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏名 中川 勝典

住所 広島市安佐南区安東一丁目25番3号

2 事務所

広島市安佐南区安東一丁目25番3号

広島市告示（安佐南区）第65号

令和2年5月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月13日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したイトーピア長楽寺町内会（旧代表者 山村 年見）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

氏名 清水 崇

住所 広島市安佐南区長楽寺一丁目85番7号

広島市（安佐南区）告示第66号

令和2年5月19日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年5月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（安佐南区）第67号

令和2年5月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年5月20日から同年6月3日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
----	-----	------	------------

里道	旧	安佐南区山本七丁目357番1地先から 安佐南区山本七丁目349番4地先まで
	新	安佐南区山本七丁目353番4地先から 安佐南区山本七丁目349番4地先まで

広島市告示（安佐南区）第68号

令和2年5月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年5月20日から同年6月3日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐南3区121号里道	安佐南区祇園七丁目354番地先

広島市告示（安佐南区）第69号

令和2年5月28日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、令和2年5月28日から令和2年6月11日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在
里道	八木用水管理道	安佐南区緑井八丁目815番1地先から同所818番1地先まで

広島市（安佐南区）告示第70号

令和2年5月29日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年5月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（安佐北区）第76号

令和2年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、4月23日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規

定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第77号

令和2年5月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第2号
2. 指定年月日 令和2年5月20日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川七丁目88番4の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル
延長 25.50メートル

広島市告示(安佐北区)第78号

令和2年5月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年5月28日から令和2年6月12日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Content: 里道, 安佐北4区1361号里道, 安佐北区安佐町大字飯室2515番地先から同所2515番地先まで

広島市告示(安佐北区)第79号

令和2年5月29日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、5月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第80号

令和2年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により、5月26日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規

定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第47号

令和2年5月12日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月12日から同年5月26日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Content: 市道, 安芸1区37号線, 広島市安芸区畑賀町字多良行2889番地4地先から広島市安芸区畑賀町字多良行2889番地4地先まで

広島市告示(安芸区)第48号

令和2年5月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月12日から同年5月26日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Content: 市道, 安芸1区37号線, 広島市安芸区畑賀町字多良行2889番地4地先から広島市安芸区畑賀町字多良行28

		89番地4地先まで		～ 5.30	13.20
市道	安芸1区37号線	広島市安芸区畑賀町字宮西2964番地地先から 広島市安芸区畑賀町字宮西2964番地地先まで	旧	メートル 4.20 ～ 4.70	メートル 13.20
			新	メートル 4.20 ～ 5.50	メートル 13.20

広島市告示(安芸区)第49号

令和2年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車については、令和2年4月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第50号

令和2年5月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。
その関係図面は、令和2年5月18日から同年6月1日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安芸4区619号里道	広島市安芸区矢野東七丁目966番地先から 広島市安芸区矢野東七丁目968番3地先まで

広島市告示(安芸区)第51号

令和2年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車については、令和2年5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第52号

令和2年5月19日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた下記自転車等については、令和2年5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第53号

令和2年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車については、令和2年5月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第54号

令和2年5月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月25日から同年6月8日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区3号線	広島市安芸区畑賀一丁目75番地5地先から 広島市安芸区畑賀一丁目75番地8地先まで	旧	メートル 1.90 ～ 3.30	メートル 13.00
			新	メートル 2.80 ～ 4.00	メートル 13.00

広島市告示(安芸区)第55号

令和2年5月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月25日から同年6月8日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区3号線	広島市安芸区畑賀一丁目75番地5地先から広島市安芸区畑賀一丁目75番地8地先まで	旧	メートル 1.90 ～ 3.30	メートル 13.00
			新	メートル 2.80 ～ 4.00	メートル 13.00

広島市告示（安芸区）第56号

令和2年5月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成10年3月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した矢野南五丁目町内会（代表者 岩井 和博）について、下記のとおり告示事項の変更がありましたので、同条第10項の規定に基づき、これを告示します。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区矢野南五丁目22番21号

2 代表者の氏名及び住所

濱崎 陽子

広島市安芸区矢野南五丁目22番21号

広島市告示（安芸区）第57号

令和2年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車については、令和2年5月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（佐伯区）第53号

令和2年5月1日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年4月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第54号

令和2年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第55号

令和2年5月7日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、令和2年5月21日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

公園名称	所在地	供用開始の期日	区域
海老園第五公園	広島市佐伯区海老園二丁目979番14	令和2年5月7日	別紙のとおり
	広島市佐伯区海老園二丁目985番		
	広島市佐伯区海老園二丁目991番の一部		

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第56号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第57号

令和2年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第58号

令和2年5月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
2 指定年月日 令和2年5月12日
3 道路の位置 広島市佐伯区三宅四丁目の598番1の一部、598番2の一部、598番3の一部及び603番2の一部
4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 30.65メートル

広島市告示(佐伯区)第59号

令和2年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第60号

令和2年5月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月14日から同年5月27日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 路線の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. It details road changes in the area of 佐伯区八幡三丁目19番地1地先.

広島市告示(佐伯区)第61号

令和2年5月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月14日から同年5月27日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 路線の種類, 路線名, 供用開始, 供用開始の期日. It details the start of road use for 佐伯区八幡三丁目192番地1地先.

広島市告示(佐伯区)第62号

令和2年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第63号

令和2年5月19日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年5月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第64号

令和2年5月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月25日から同年6月8日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 路線の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. It details road changes in the area of 佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10494.

県道	広島湯来線	番地7地先	新	メートル	メートル
		から 佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10494番地3地先まで			

広島市告示(佐伯区)第65号

令和2年5月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年5月25日から同年6月8日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
県道	広島湯来線	佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10494番地7地先から 佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10494番地3地先まで	令和2年5月25日

広島市告示(佐伯区)第66号

令和2年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第67号

令和2年5月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 令和2年5月28日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区皆賀一丁目52番1
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 31.68メートル



広島市東区告示第5号

令和2年5月20日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 篠原富子

(平成31年度の状況)

	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成31年4月18日	戸坂千足一丁目
2	(株)インテグリティサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2019年度旅行・観光消費動向調査	令和1年5月21日	中山新町一丁目・中山新町二丁目
3	一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	家計消費状況調査	令和1年5月28日	牛田早稲田三丁目
4	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	第73回読者世論調査	令和1年5月31日	矢賀二丁目
5	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	第12回メディアに関する全国世論調査	令和1年6月25日	馬木二丁目
6	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関する世論調査	令和1年8月7日	牛田東二丁目
7	一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	第13回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	令和1年8月7日	戸坂惣田一丁目・戸坂惣田二丁目
8	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	外交に関する世論調査	令和1年9月19日	曙四丁目
9	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	令和1年9月25日	戸坂大上二丁目・戸坂大上三丁目
10	一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査	令和1年10月10日	牛田東三丁目
11	一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	家計消費状況調査	令和1年11月7日	牛田旭二丁目・中山上一丁目・中山中町
12	(株)インテグリティサーチ 代表取締役社長	令和2年度家庭部門のCO2排出	令和1年11月7日	福田五丁目

	井上 孝志	実態統計調査	日	
13	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査 (第81回)	令和1年 11月26日	戸坂くるめ木一丁目・戸坂くるめ木二丁目
14	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	令和1年 11月27日	光町二丁目
15	㈱山手情報処理センター 代表取締役 田中 秀夫	日本人の情報行動調査	令和1年 12月9日	戸坂くるめ木二丁目
16	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2020年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和1年 12月19日	中山鏡が丘
17	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	健康情報についての全国調査	令和2年 2月5日	戸坂山根一丁目
18	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	令和2年 3月25日	尾長東一丁目・尾長東二丁目

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成31年4月1日から令和2年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

広島市東区告示第6号

令和2年5月20日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 篠原 富子

(平成31年度の状況)

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	令和1年12月2日～4日	東区全域(温品出張所管内以外)
自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	令和1年11月19日～21日	温品出張所管内

備考 公表の対象は、閲覧日が平成31年4月1日から令和2年3月31日までのものです。

広島市南区告示第1号

令和2年5月29日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 漆原 正浩

(平成31年度の状況)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「6月の全国個人視聴率調査」の実施	平成31年4月26日	宇品神田二丁目7歳以上(平成24年12月31日生まれまで)の男女12件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」の実施	令和元年5月16日	宇品西三・四丁目20歳以上(平成11年5月31日生まれまで)の男女22件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「2019年6月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査」の実施	令和元年5月21日	皆実町二・三丁目20歳以上(平成11年12月末日生まれまで)の日本人の男女12件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「テレビ視聴に関する調査」の実施	令和元年5月22日	丹那新町16歳以上(平成15年6月末日生まれまで)の日本人の男女14件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「国民生活に関する世論調査」の実施	令和元年5月28日	段原南一丁目～満18歳以上(平成13年5月末日までに生まれた)日本人の男女31件
一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人	「第2回男女のあり方と社会意識に関する調査」の実施	令和元年5月30日	仁保新町二丁目1～満20歳以上79歳(昭和14年6月1日から平成11年5月31日生まれまで)の男女20件
一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人	「家計消費状況調査」の実施	令和元年6月12日	宇品西一丁目・比治山本町満16歳以上(2003年4月1日以前に出生)の男女各50件(計100件)
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「医療のかり方・女性の健康に関する世論調査」の実施	令和元年6月20日	向洋本町・向洋中町満18歳以上(平成13年6月30日以前に出生)の日本人の男女15件
一般社団法人 中央調査社	「2019年 新聞およびWeb	令和元年	西本浦町満15歳以上(平成16年8月31日以

会長 大室 真生	利用に関する総合調査」の実施	7月2日	前に出生)の日本人男女25件
一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「職業と社会(社会的不平等)に関する国際比較調査」実施	令和元年8月21日	東雲一丁目 満18歳以上(平成13年12月31日生まれまで)の男女12件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」の実施	令和元年8月30日	段原2丁目 満20歳以上(平成11年10月31日生まれまで)の日本人男女15件
株式会社 インテリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	「健康に関するアンケート」の実施	令和元年9月25日	宇品御幸一丁目 満16歳以上(平成15年12月31日生まれまで)の日本人男女130件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「職業と生活に関する調査」の実施	令和元年10月8日	宇品東3丁目・6～7丁目 25歳以上64歳以下(昭和30年1月1日から平成6年12月31日生まれまで)の男女30件
一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	「消費者意識基本調査」の実施	令和元年10月10日	西蟹屋3丁目 満15歳以上(平成16年10月31日生まれまで)の男女25件
一般社団法人新情報センター 会長 美添 泰人	「家計消費状況調査」の実施	令和元年10月31日	的場町2丁目 金屋町 出島1～2丁目 元宇品町 満16歳以上(2003年4月1日生まれまで)の日本人の男女100件
一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の実施	令和元年11月7日	東雲二丁目 満18歳以上(平成13年11月末日生まれまで)の日本人男女14件
一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「テレビ視聴に関する調査」実施	令和元年11月27日	宇品御幸4丁目 満16歳以上(平成15年12月末日生まれまで)の日本人男女14件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「青少年のインターネット利用環境実態調査」実施	令和元年12月4日	翠3～5丁目 0歳以上17歳以下の男女(平成14年1月2日～令和2年1月1日生まれまで)20件
一般社団法人新情報センター	「家計消費	令和2年	段原2～3丁目, 西荒神町, 西蟹屋1～2丁目

会長 美添 泰人	状況調査」実施	2月4日	満16歳以上(2003年4月1日生まれまで)の男女100件
----------	---------	------	-------------------------------

備考
 1 公表の対象は、閲覧日が平成31年4月1日から令和2年3月31日までのものです。
 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

~~~~~  
**広島市南区告示第2号**  
 令和2年5月29日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 漆原 正浩

(平成31年度の状況)

| 国又は地方公共団体の機関の名称  | 請求事由の概要                                | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲                                          |
|------------------|----------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------|
| 防衛省 自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報(根拠法令: 自衛隊法第29条第1項, 同第35条) | 令和元年11月20日～21日 | 南区全域 平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた男女(日本人住民に限る) 481件 |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成31年4月1日から令和2年3月31日までのものです。

=====  
**区選管告示**  
 =====

**広島市中区選挙管理委員会告示第2号**  
 令和2年5月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により、平成31年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市中区選挙管理委員会  
 委員長 中村 信介

別紙 略

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第3号
 令和2年5月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成31年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第2号

令和2年5月14日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成31年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第3号

令和2年5月14日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成31年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

別紙 略

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第12号

令和2年5月25日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

- 1 日時 令和2年5月29日（金） 午前9時
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 市立学校の臨時休業等に関する対応について（報告）
- (2) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (3) 令和3年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案）
- (4) 令和3年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案）
- (5) 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案）

【非公開予定議題】

- (6) 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について

（議案）

- (7) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (8) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第14号

令和2年5月29日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

- 1 日時 令和2年6月2日（火） 午前9時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 市立学校におけるICTの活用について（報告）
- (2) 広島市西区民文化センター及び広島市立西区図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告）
- (3) 令和3年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について（議案）
- (4) 令和3年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案）

